

高齢者虐待防止のための指針

光市基幹型地域包括支援センター

1 基本的な考え方

指定介護予防支援事業所である光市基幹型地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し全ての職員は本指針に従い、業務にあたる。

2 高齢者虐待の定義

（1）身体的虐待

高齢者の身体的に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為を加えること。

（2）介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止検討委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を設置する。その際虐待防止検討委員会で得た結果については、職員に周知徹底を図る。

（1）検討内容

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 職員が虐待等を把握した場合に、事業所内での共有が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 委員構成

委員は、事業所の職員及び関係部署の職員をもって構成する。なお、虐待防止委員会の委員長は事業所の管理者があたる。

(3) 開催頻度

虐待防止委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて、委員長の招集により開催する。なお、虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、職員の中から管理者が指名する。

4 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底することを目的に、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上、実施又は県等が実施する研修会に参加する。また、新規採用時には、虐待防止のための研修に必ず参加する。
- (3) 研修の実施内容等について記録する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合には、速やかに事業所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。また、緊急性の高い事案の場合は、市関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに事業所内で共有し、解

決に努める。

- (2) 事業所内で虐待等に気づいた職員は、管理者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 事業所内における虐待等は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所において虐待等が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を広報し、関係機関等に説明を行う。
- (6) 虐待等が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」を参考に対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、関係機関の窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受けた職員は内容を管理者に報告する
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 本指針の閲覧

本指針は利用者が閲覧できるよう、事業所内に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。